

# 訪問看護ステーションなかいず運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、静岡県厚生農業協同組合連合会が設置する訪問看護ステーションなかいず（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条
- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
  - 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
  - 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

## (事業の運営)

- 第3条
- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
  - 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

## (事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーションなかいず
- (2) 所在地：静岡県伊豆市下白岩 75

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 3名以上  
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて配置する。  
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護（リハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第 6 条 ステーションの営業日及び営業時間は静岡県厚生農業協同組合連合会就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日（第 2・第 4・第 5 土曜日、国民の祝日、年末年始[12 月 30 日から 1 月 3 日]、その他理事長の定めた日、開院記念日を除く）までとする。
- (2) 営業時間：8：30 から 17：00、但し土曜日は 12：30 までとする。

(訪問看護の提供方法)

第 7 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第 8 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話  
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助  
病状観察、褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。  
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第 9 条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第 10 条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法及び健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づく訪問看護を提供する場合は、介護報酬告示上の利用者負担の割合額を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほかその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(通常の事業を実施する地域)

第11条 ステーションが通常の事業を行う地域は、伊豆市、伊豆の国市大仁地区（田中山、浮橋、長者原、田原野を除く）、沼津市戸田地区、西伊豆町宇久須地区・安良里地区（R4年5月より西伊豆地区、新規受付中止）

(サービスの中止)

第12条 天災などの事業者の責に帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、ステーションは、利用者に対するサービス提供の義務を負わない。

(虐待防止に関する事項)

第13条

1. 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(守秘義務)

第14条 訪問看護にあたる職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

附則

- 1 この規程の改廃は院長が定める。
- 2 この規定は、平成24年7月1日から施行する。
- 3 平成25年4月1日 改定
- 4 平成27年4月1日 改定
- 5 平成28年7月1日 改定
- 6 平成30年10月1日 改定
- 7 令和元年6月17日 改定
- 8 令和4年8月1日 改定
- 9 令和5年12月1日 改定
- 10 令和6年4月1日 改定